

ファンクショナルローラーピラティス®認定インストラクター規約

株式会社P3（以下、「当社」という。）は、ファンクショナルローラーピラティス®（以下「FRP」という。）インストラクター（以下「インストラクター」という。ベーシックインストラクター、ミドルインストラクター、アドバンスインストラクター及びマスタートレーナーを含む。以下、それぞれをBⅠ、MⅠ、AⅠ、MTと表記する。）との間に本規約を定め、これによりFRP事務局の運営を行う。また当社が随時発表する諸規約も、本規約の一部を構成する。

第1条（規約の適用）

- 1 本規約は、当社とインストラクターとの関係に適用する。
- 2 インストラクター認定登録の申込みをした時点で、インストラクターは、本規約を承認したものとする。

第2条（インストラクターの登録及び更新）

- 1 インストラクターの認定を受けようとする者は、当社が認定した「インストラクター養成コース」を履修し、試験に合格した後30日以内に所定の手続きに従い、一般社団法人日本ヘルスファウンデーション協会（以下「協会」という。）に入会して賛助会員とならなければならない。また、当該レベルのインストラクター登録を申請しなければならない。
- 2 登録申請をした者は、当社に対し、各レベルのインストラクター登録時にそれぞれ事務手数料5,000円+消費税相当額を支払うものとする。また協会に対し、賛助会員費 年間16,000円を支払うものとする。
- 3 インストラクターは、事情にかかわらず、一度払い込まれた事務手数料、賛助会員費の返還を受けることはできない。

第3条（資格の有効期限）

- 1 インストラクター資格有効期間は、当社が登録申請を受付し、事務手数料・賛助会員費の入金が確認された日から1年間とする。以降1年毎の賛助会員の更新を行い、賛助会員である限り有効である。
- 2 養成コース修了者は、養成コース受講修了より1年を経過した場合、受講した養成コースに対応するレベルのインストラクター資格の登録を受けることができないものとする。
- 3 資格有効期間満了に際しては、当社の定める方法により更新のための案内を当該インストラクターに通知する。
- 4 インストラクター資格は、当社の定める方法による賛助会員費の振込が確認されることをもって更新されるものとする。ただし、当社からインストラクターに対し、有効期間満了の2か月前までに、更新をしない旨の意思表示があった場合はこの限りではない。
- 5 MTの更新を希望する者は、前項に定める賛助会員費の支払いに加えて、毎年マスタートレーナーブラッシュアップセミナーを受講しなければ更新がされないものとする。やむを得ず同セミナーの受講ができない場合は、事前に当社へ通知の上、下記の課題提出を行わなければならない。
 - ①ブラッシュアップセミナーの動画視聴
 - ②指定された課題の提出

第4条（上位インストラクター資格取得について）

- 1 上位インストラクター資格取得には、当社の定める下位インストラクター資格が条件となる。上位インストラクター資格取得まで有効な下位資格を所持していない場合、上位資格の養成コースの受講は出来ない。
- 2 未成年のインストラクターは、AⅠのインストラクターを有していた場合であっても、MTのインストラクター養成コースを受講できないものとする。

第5条（当社からの通知）

当社は、公式サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付その他当社が適当と判断する方法により、インストラクターに対し、随時当社が必要と判断する事項を通知するものとする。通知される事項は、当社が公式サイト上での掲示、電子メールの送信または文書の送付により行った場合は、当社が公式サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとする。

第6条（インストラクターの責任）

- 1 インストラクターは、FRPの目的及び趣旨に賛同して登録したことを踏まえ、相互交流と自己研鑽によりたえずその資質向上を図り、公共の福利向上への貢献を目指す当社の活動に積極的に参加しなければならない。
- 2 インストラクターは、FRPクラスを開設する場合、養成コーステキストのエクササイズに基づき指導しなければならない。

第7条（インストラクターの権利）

インストラクターには以下の権利が付与される。

- （1）第9条記載の通り、FRPの名称、及びロゴを使用することができる。
- （2）資格認定を受けたレベルに応じたFRPのクラス（インストラクターの養成コースを当然に除く。）を開催することができる。ただし、未成年のインストラクターは、有料講座の開催またはその補助をすることはできないものとする。
- （3）FRPクラス以外で部分的にFRPのエクササイズを取り入れることができる。
- （4）クラス開設に必要な備品を当社からインストラクター価格で購入できる。
- （5）MT資格を有する者に限り、次条の定めにしたがって、養成校を1校に限り、開設することができる。

第8条の1（認定養成校制度）

1 FRP認定養成校制度は、当社のコンテンツであるFRP技術を使用し、インストラクターの養成、普及および振興を促進することを目的とする。

2 養成校の認定を受けようとする者（MTの資格を所持している者に限る。）は、当社に対し、所定の手続きに従い養成校認定の申請をしなければならない。当社は、以下の場合を除き、その養成校を認定することができるものとする。

- （1）過去に本規約に基づき養成校認定を抹消されている場合
- （2）申込内容に虚偽の申請があった場合
- （3）代理人を通じて認定を申請している場合
- （4）インストラクター規約に違反があった場合
- （5）開設場所が、当該MTが居住しているもしくは勤務先のある都道府県、またはいずれかに隣接する都道府県以外の場所であるとき
- （6）当該MTがすでに1校以上の認定養成校を開校しているとき
- （7）その他、当社が養成校として不適合と判断した場合

3 養成校の認定を得たMT(以下、MT2という。)には、養成校認定の有効期間中、当社が承認した場所において、FRPインストラクター養成コース(BI、MI、AI養成コースに限り、MT養成コースを除く。以下「養成コース」という。)を開催することができる。MT2が養成校認定の有効期間中、当社が承認した場所において開催する養成コースの実施については、第12条は当然に適用しない。

4 MT2は、前項（1）の養成コースを開催する場合、当社が指定する教材、カリキュラムに基づき指導しなければならない。

5 MT2は、当社から要請があった場合、養成コースの受講者の人数、氏名、苦情の有無その他養成コースの状況を当社に対してただちに報告しなければならない。

6 MT2は、他校の養成コースに講師として参加してはならない。ただし、当社の要請を受けた場合はこの限りではない。

7 MT2は、養成コースの実施や指導を第三者に委託してはならず、第三者に補助をさせてもならない。ただし、当社が書面（電子メールを含む。）で許可した場合はこの限りではない。

第8条の2（養成校の認定費及び年会費）

1 MT2は、当社に対し、養成校認定申請時に養成校認定費60,000円＋消費税相当額を、養成校の名称または場所変更時（ただし、名称または場所のいずれかを初めて変更した時を除く。）に養成校再認定費40,000円＋消費税相当額を支払うものとする。

2 MT2は、当社に対し、初年度の養成コース開始の3か月前にあたる日を支払い期限として、同日までに、毎年、年会費40,000円＋消費税相当額を支払うものとする。年度の途中認定の場合は、4月から翌年3月までを1年間として月割りにて支払うものとする。

3 MT2は、事情にかかわらず、一度払い込まれた認定費または年会費その他の金員の返還を受けることはできないものとする。

第8条の3（養成校認定の有効期間）

1 養成校認定の有効期間は、以下の通りとする。

- （1）認定初年度：当社が養成校を認定した日から翌年3月末日まで
- （2）次年度（本条2項によって更新された場合）以降：当年4月1日から翌年3月末日まで

2 養成校認定の有効期間満了に際しては、当社は、更新手続きをMT2に通知する。養成校認定は、当社の定める方法による年会費の振込が確認されることをもって、1年間、更新されるものとする。ただし、当社からMT2に対し、有効期間満了の2か月前までに、更新をしない旨の意思表示があった場合はこの限りではない。

3 次の各号の一に該当する場合、当社はMT2に対して事前に通知及び勧告することなく、養成校の認定を取り消すことができる。この場合には、当社は、当該MT2に対し、支払済みの認定費または年会費その他の金員を返還しないこととする。

- (1) MT 2がMTの資格を失ったとき。期間満了、除名等理由を問わない。
 - (2) MT 2に本規約に違反する行為があったと当社が判断したとき。
 - (3) MT 2が当社から商標等の使用改善を受けたにもかかわらず、改善要求に従わないとき。
 - (4) MT 2の指導内容や指導環境、健康状態が、当社が求める水準に満たないと当社が判断したとき。
- 4 養成校認定が取り消された場合または有効期間満了となり更新がされなかった場合、MT 2は、当社の指示に従って、MT 2の責任および費用負担によって、直ちに下記を行わなければならない。
- (1) MT 2の名刺や看板その他の表示物や一切のSNSやHPその他のWEBサイト、商品等から、養成校を開校している旨の表記を抹消する。
 - (2) 新規の養成コースの生徒募集を停止する。
 - (3) 実施中の養成コースがある場合は、当社の指示にしたがって、コースの中途閉鎖や生徒への受講料返金等の措置をとる。
 - (4) 各種マニュアルその他当社から貸与されたすべての資料・物品等（電子データを含む。）を当社の指示にしたがって返還または廃棄する。

第9条（商標等の利用）

1 後記商標目録記載の商標の利用をインストラクターが希望する場合、当該インストラクターは、当社が指示する用法に従って、本規約に基づき利用できる。なお、本資格の表記使用および表現は、製品の品質やサービスおよび表示等の正当性を保証するものではない為、以下の各号の何れかに該当する場合のみ、本資格の表記を使用することができる。使用者が本規約の定める事項の何れかに抵触しているときは、当社は当該使用者に対し、使用の改善を求め、又は使用を停止させることができる。

- (1) ファンクショナルローラーピラティスインストラクターを取得したこと（資格認定を受けたレベルの名称に当然に限る。MT 2にあっては養成校を開校した旨を含む。以下本条において同じ）を履歴書へ表記する場合
- (2) ファンクショナルローラーピラティスインストラクターを取得したことを証明する目的として名刺や名札等に表記する場合
- (3) ファンクショナルローラーピラティスインストラクターとして在籍している旨を以下へ表記または表現する場合
 - ①ホームページ等のWEB サイトへの表記
エクササイズ動画を YouTube 等の動画プラットフォーム、HP・ブログ等に公開・掲載する場合、概要欄等の説明に公式サイト URL を必ず記載すること。SNS でエクササイズ動画を公開する場合は、ハッシュタグ「#ファンクショナルローラーピラティス」「#functional_roller_pilates」を必ず記載すること。
 - ②店頭や病院等での案内
 - ③チラシおよび広告等ポップを含む販促物への表記
 - ④TV・ラジオ・VTR 等での音声案内の表現
- (4) 前項の他、当社の事前確認を得た場合

2 インストラクターは、インストラクター資格を喪失した場合は、直ちにFRPの名称を用いた営業を中止し、当社の指示に従って、インストラクターの責任および費用負担によって、名刺や看板その他の表示物や一切のSNSやHPその他のWEBサイト、商品等から当社の商標を抹消しなければならない。

第10条（インストラクターの義務）

インストラクターは、以下のことを遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなくてはならない。
- (2) 誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- (3) 自己が当社の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- (4) 自己の業務について当社が責任をもつような印象を顧客に与えず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。
- (5) 当社もしくは他のインストラクターの信用を傷つけ、又は当社もしくは他のインストラクターの不名誉となるような行為をしてはならない。
- (6) FRP に関する講座の録音・録画および教材の転売・転載は行ってはならない。インストラクターが独自に作成した資料等を用いて本来のカリキュラムの内容から逸脱するような講座開講は行ってはならない。補足資料についてはこの限りではない。
- (7) インストラクターは、本規程を誠実に順守し、FRP の発展および他のインストラクターとの協調に努めなければならない。
- (8) 当社の指示に従ってレッスンをしなければならない。

第11条 (秘密保持)

インストラクターは有効期間終了後も、当社によって開示された、もしくは本規約の履行ないしピラティスインストラクター養成事業に関する業務の遂行過程で取得した、FRP 固有の技術上・営業上その他事業の情報及び生徒の氏名住所連絡先その他の個人情報を秘密として扱うものとし、これらの情報をピラティス指導以外に使用してはならず、また第三者に開示してはならない。

第12条 (競業禁止)

1 インストラクターは、資格の有効期間中ならび有効期間終了後2年の間は、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の事業（ピラティスインストラクター養成事業）を行ってはならず、本事業と同種または類似の事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもってピラティスインストラクター養成事業業務と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはならない。

2 インストラクターが前項の規定に違反した場合、インストラクターは、当該違反行為を直ちに停止するとともに、当社に対し、違約金として300万円を直ちに支払わなければならない。ただし、この違約金の定めは、当社に違約金以上の損害が生じた場合、別途、当社がインストラクターに対し、損害賠償請求をすることを妨げない。

第13条 (資格の喪失)

インストラクターは、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 資格の返納
- (2) 死亡、失踪宣言、破産宣告を受けたとき
- (3) 当社の解散
- (4) 除名：第15条参照
- (5) 当事務局から商号および商標等の使用改善をうけたにもかかわらず、改善要求に従わないとき
- (6) 協会の会員でなくなった場合
- (7) 有効期間が満了し、更新がされなかったとき。

第14条 (資格の返納)

1 インストラクターは本人の意思により自由に資格を返納できるものとし、資格の返納手続きは随時受け付ける。資格を返納する場合、所定の手続きに従い当事務局に届け出るものとし、当事務局での所定の処理終了後、資格の返納となる。

2 前条の規定により、インストラクター資格が喪失された場合、すでに支払済みの認定料等の返還を受けることはできない。

第15条 (資格の停止及び除名)

当社は、インストラクターが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該インストラクターに対し事前に通知及び催告することなく、当該インストラクターの資格を停止または除名することができる。この場合には、当社は、当該インストラクターに対し、支払済みの認定料等の金員を返還しないこととする。

- (1) 当社が定めた支払期限までに事務手数料、賛助会員費、MT2にあっては養成校認定費または年会費が支払われない場合
- (2) 内外の諸法令または公的良俗に反する行為を行った場合
- (3) 当社、他のインストラクターまたは第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当社、他のインストラクターまたは第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 登録申請書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 当社の名誉と信用を失墜させる行為があった場合
- (7) 当社を通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他、私的利用の範囲を超えて使用した場合
- (8) 当社の運営を妨げ、或は当社の信頼を毀損する行為、またはその恐れのある行為があった場合
- (9) このインストラクター規約に違反したとき
- (10) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会勢力」という）であると発覚したとき
- (11) 生徒や当社関係者に対してパワハラ、セクハラ、暴力行為や威嚇行為があったと当社が判断したとき
- (12) その他、当社がインストラクターとして社会的に不適当と判断した場合

第16条 (損害賠償)

- 1 インストラクターが、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当社が損害を受けた場合、当該インストラクターは、当社が受けた損害を当社に賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、インストラクター資格が喪失、停止または除名された場合も継続される。

第17条 (免責事項)

当社は、インストラクター相互間、もしくはインストラクターと第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、その責を負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

第18条 (規約の変更)

- 1 当社は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがある。
- 2 規約変更の日より1ヶ月前までに、当社がインストラクターに対して変更後の規約内容を変更する旨及び変更後の内容を通知した場合において、インストラクターが当社に対し同通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、変更後の契約内容は同変更内容の通りに変更されたものとする。

第19条 (登録情報の取り扱い)

- 1 インストラクターの登録情報は当社が所有するものとする。
- 2 登録申請の際にインストラクターが申告する登録情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないとする。
- 3 インストラクターの住所、電話番号、認定養成校の名称、所在地、電話番号その他当事務局への登録情報に変更が生じた場合、当該インストラクターは速やかに当社に対し所定の変更手続きを行って通知するものとする。
- 4 前項の届出を怠った場合、インストラクターは、インストラクターの特典などを受けられないことに異議ないものとする。但し、届け出を怠ったことにやむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- 5 氏名、生年月日など基本的に変更の必要性がない項目に関しては、婚姻による姓の変更など当社が承認した場合を除き、原則として変更を受付けない。
- 6 インストラクターの登録情報のうち一部は、本人の承諾なく第三者に対して開示される場合がある。ただし、インストラクター個人を特定することができる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）の開示については、必ず事前に本人の承諾を要するものとする。

第20条 (協議解決)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた事項については、インストラクターと当社とで誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

第21条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第22条 (管轄裁判所)

インストラクターと当社との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

2014年 9月 制定・施行

2016年 4月 改定

2020年 7月 改定

2021年 1月 改定

2023年 5月 改定

2023年 9月 改定

2023年11月 改定

2024年 7月 改定

株式会社P3

東京都渋谷区代々木1-53-4 奨学会館別館4階

ファンクショナルローラーピラティス事務局

東京都八王子市東町3-9 鈴木ビル2階 株式会社P3

【商標目録】

(1) 登録番号：第6278950号

(2) 商品の区分：第41類

指定役務：フィットネスの教授又は指導、技芸・スポーツ又は知識の教授、資格の認定及び資格の付与、資格検定試験の企画・運営又は実施、フィットネスのための運動施設の提供、運動施設の提供、フィットネスの興行の企画・運営又は開催、スポーツの興行の企画・運営又は開催、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、映画の上映・制作又は配給、オンラインによる映画・画像・映像の提供、映像の上映

(3) 商標：

